

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の商品番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ <u>通則編、外国第三者提供編又は仮名加工情報・匿名加工情報編</u> ）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ <u>通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編又は認定個人情報保護団体編</u> ）
【凡例】注)	その他の法令に係る条文は、 <u>本事務対応ガイドの公表日（令和4年4月28日）時点の条番号</u> を示すものとする。	その他の法令に係る条文は、 <u>令和6年4月1日時点の条番号</u> を示すものとする。
【改正等履歴】	<u>デジタル社会形成整備法第51条改正に係る法令の改正内容</u>	<u>令和3年改正法第51条改正に係る法令の改正内容</u>
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和4年10月 所要の修正を行った。</u>
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和6年4月 規則第7条等改正に係る改正内容（令和6年4月1日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
3-1-1(1)① 表中	<u>健康・医療戦略推進本部 健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条</u>	（削除）
3-1-1(1)① 表中	<u>社会保障制度改革推進会議 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第18条</u>	（削除）
3-1-1(1)① 表中	<u>新型コロナウイルス感染症対策本部 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項</u>	（削除）
3-1-1(1)① 表中	<u>新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対</u>	<u>新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対</u>

	<u>策特別措置法第 70 条の 2</u>	<u>策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 70 条の 2</u>
3-1-1(1)① 表 注)	注) 以上は <u>令和 4 年 4 月 1 日</u> 時点において存続するもの	注) 以上は <u>令和 6 年 4 月 1 日</u> 時点において存続するもの
3-1-1(1)②	具体的には、内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、 <u>カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁</u> が置かれている。したがって、本項の規定により、内閣府及び宮内庁とともに、これらの 4 委員会 <u>2 庁</u> が法の対象となる。	具体的には、内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、 <u>カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁</u> が置かれている。したがって、本項の規定により、内閣府及び宮内庁とともに、これらの 4 委員会 <u>3 庁</u> が法の対象となる。
3-1-1(2) 法別表第 1 中	(記載なし)	<u>金融経済教育推進機構 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）</u>
3-1-1(2) 法別表第 1 中	(記載なし)	<u>脱炭素成長型経済構造移行推進機構 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）</u>
3-1-2	内閣府設置法第 40 条及び第 56 条の特別の機関、国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関として政令で定める <u>者</u> については、	内閣府設置法第 40 条及び第 56 条の特別の機関、国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関として政令で定める <u>もの</u> については、
3-2-5	障害の程度が同項の <u>厚生労働大臣</u> が定める程度であるもの	障害の程度が同項の <u>主務大臣</u> が定める程度であるもの
3-2-5⑦	<u>次の (i) から (iv) までの情報をいう。</u>	<u>(※) 次の (i) から (iv) までの情報をいう。</u>
3-2-5⑦ (iv)	障害の程度が同項の <u>厚生労働大臣</u> が定める程度であるもの	障害の程度が同項の <u>主務大臣</u> が定める程度であるもの
3-2-5⑦ (iv)	・ 医師により、 <u>厚生労働大臣</u> が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社	・ 医師により、 <u>主務大臣</u> が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生

	会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。	活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。
3-2-9(2)①	<u>行政機関匿名加工情報</u>	<u>行政機関等匿名加工情報</u>
3-3②	<u>行政機関に準じた安全管理措置の義務が準用される場合として、</u>	<u>行政機関等の安全管理措置義務が準用される場合として、</u>
4-3-1-1	<u>個人情報取扱事業者が安全管理のための措置を講じる対象は「個人データ」であること（法第 23 条）に対し、</u>	<u>「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。また、個人情報取扱事業者が安全管理のための措置を講じる対象は「個人データ」であること（法第 23 条）に対し、</u>
4-3-1-1(3)	<u>SNS サービスを含む</u>	<u>SNS を含む。</u>
4-3-1-2(3)	<u>政令第 19 条各号で定める業務を行う場合</u>	<u>政令第 19 条第 1 項各号で定める業務を行う場合</u>
4-3-2	①個人情報の取扱いに従事する行政機関等の <u>職員等</u> 若しくは職員であった者	①個人情報の取扱いに従事する行政機関等の <u>職員</u> 若しくは職員であった者
4-4-1	(3) <u>不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u>	(3) <u>不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されている</u>

		ものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
4-4-1	(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報</u> の項目	(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報</u> （前条第3号に定める事態については、同号に規定する <u>個人情報</u> を含む。次号において同じ。）の項目
4-4-1	(記載なし)	<p>(1) <u>規則第43条の「保有個人情報」の考え方</u></p> <p><u>規則第43条は、法第68条第1項に基づく漏えい等の報告の対象となる事態について定めているところ、規則第43条に規定する「保有個人情報」とは、行政機関等が取り扱う保有個人情報をいう。</u></p> <p><u>ただし、同条第3号に規定する「保有個人情報」には、「当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。</u></p> <p><u>そのため、同号に定める事態との関係では、4-4-1(2)（「漏えい」の考え方）から4-4-1(4)（「毀損」の考え方）までにおける「保有個人情報」は、行政機関等が取り扱う保有個人情報に加え、「当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報</u></p>

		<p>であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」を含む。</p> <p>同号に定める事態について、詳細は 4-4-1(6) (漏えい等報告の対象となる事態) を参照のこと。</p>
4-4-1(1)	<u>(1)</u> 「漏えい」の考え方	<u>(2)</u> 「漏えい」の考え方
4-4-1(1)	(記載なし)	<p>事例 8) 行政機関等のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき</p>
4-4-1(2)	<u>(2)</u> 「滅失」の考え方	<u>(3)</u> 「滅失」の考え方
4-4-1(3)	<u>(3)</u> 「毀損」の考え方	<u>(4)</u> 「毀損」の考え方
4-4-1(4)	<u>(4)</u> 「発生したおそれがある事態」の考え方	<u>(5)</u> 「発生したおそれがある事態」の考え方
4-4-1(5)	<u>(5)</u> 漏えい等報告の対象となる事態	<u>(6)</u> 漏えい等報告の対象となる事態
4-4-1(5)③	③ <u>不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u>	③ <u>不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u>

4-4-1(5)③	<p><u>「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。</u></p>	<p><u>「不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為」(以下「不正行為」という。)の主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。また、不正行為の相手方である「行政機関等」には、当該行政機関等が第三者に保有個人情報の取扱いを委託している場合(※1)における当該第三者(委託先)及び当該行政機関等が保有個人情報を取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。</u></p>
4-4-1(5)③	<p>【報告を要する事例】 事例1) <u>不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合(※1)</u></p>	<p>【報告を要する事例】(※2) 事例1) <u>不正アクセスにより保有個人情報(法第60条第1項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。以下、事例5)まで同じ。)が漏えいした場合</u></p>
4-4-1(5)③	<p>事例4) <u>従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合(※2)</u></p>	<p>事例4) <u>従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合(※3)</u></p>
4-4-1(5)③	<p>(記載なし)</p>	<p>事例5) <u>行政機関等の職員の私用の端末又は業務上やりとりする民間事業者の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と当該行政機関等のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、保有個人情報が漏えいした場合</u></p>

		<p><u>事例 6) 行政機関等のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき</u></p> <p><u>事例 7) 行政機関等のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンを利用者がクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該利用者が当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該行政機関等の入力ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき</u></p> <p><u>事例 8) 行政機関等が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を本人に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱</u></p>
--	--	---

		<u>うことを予定していたとき</u>
4-4-1(5)③	(記載なし)	<u>(※1) 行政機関等が、保有個人情報として取り扱うことを予定している個人情報の取扱いを第三者に委託する場合であって、当該第三者（委託先）が当該個人情報を保有個人情報又は個人データとして取り扱う予定はないときも、ここにいう「行政機関等が第三者に保有個人情報の取扱いを委託している場合」に該当する。</u>
4-4-1(5)③	<u>(※1) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の（i）から（iv）までの場合が考えられる。</u> <u>（i）保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合</u>	<u>(※2) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の（i）から（v）までの場合が考えられる。</u> <u>（i）保有個人情報（法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。</u> <u>（ii）において同じ。）を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合</u>
4-4-1(5)③	(記載なし)	<u>(iv) 個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認され</u>

		た場合
4-4-1(5)③	<p><u>(iv) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合</u></p>	<p><u>(v) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合</u></p>
4-4-1(5)③	<p><u>(※2) 従事者による保有個人情報</u>の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、<u>保有個人情報</u>を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。</p>	<p><u>(※3) 従事者による保有個人情報又は個人情報</u>の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、<u>保有個人情報又は個人情報</u>を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。</p>
4-4-1(6)	<p><u>(6) 報告義務の主体</u></p> <p><u>漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。</u></p>	<p><u>(7) 報告義務の主体</u></p> <p><u>漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。ただし、規則第43条第3号に定める事態について漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている行政機関等における行政機関の長等である(4-4-1(1)(規則第43条の「保有個人情報」の考え方)を参照のこと)。</u></p>

4-4-1(6)	委託元である行政機関等と委託先の双方が <u>保有個人情報を取り扱っていることになるため、</u>	委託元である行政機関等と委託先の双方が <u>保有個人情報又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるため、</u>
4-4-1(7)	<u>(7) 速報</u>	<u>(8) 速報</u>
4-4-1(7)②	② 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報の項目</u> 」 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報の項目</u> について、媒体や種類（国民の情報、職員の情報の別等）とともに報告する。	② 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報（前条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目</u> 」 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報（規則第43条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目</u> について、媒体や種類（国民の情報、職員の情報の別等）とともに報告する。
4-4-1(7)③	③ 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報に係る本人の数</u> 」 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報に係る本人の数</u> について報告する。	③ 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報に係る本人の数</u> 」 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報（規則第43条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）に係る本人の数</u> について報告する。
4-4-1(8)	<u>(8) 確報</u>	<u>(9) 確報</u>
4-4-1(9)	<u>(9) 報告の方法</u> 漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に	<u>(10) 報告の方法</u> 漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に

	掲載する報告フォームから行 う。)が、	掲載する報告フォーム) から行 うが、
4-4-1(9)	漏えい等した <u>個人情報</u> を保有し ている部署(担当課)が速やか に報告することが考えられる が、	漏えい等した <u>保有個人情報又は 個人情報</u> を保有している部署 (担当課)が速やかに報告する ことが考えられるが、
4-4-1(9)(※2)	事案の概要等を報告しなければ ならない点に留意が必要(4-4- 1(7)(速報)を参照のこと。)であり、	事案の概要等を報告しなければ ならない点に留意が必要(4-4- 1(8)(速報)を参照のこと。)であり、
4-4-2(1)	<u>通知義務を負う主体は、漏え い等が発生し、又は発生したお それがある保有個人情報を取り 扱う行政機関の長等である。</u>	<u>通知義務を負う主体は、原則 として、漏えい等が発生し、又 は発生したおそれがある保有個 人情報を取り扱う行政機関の長 等である。ただし、規則第43条 第3号に定める事態について本 人への通知の義務を負う主体 は、漏えい等が発生し、又は発 生したおそれがある保有個人情 報又は個人情報を取り扱い、又 は取得しようとしている行政機 関等における行政機関の長等 である(4-4-1(1)(規則第43条の 「保有個人情報」の考え方)を 参照のこと。)</u>
4-4-2(1)	保有個人情報の取扱いを委託 している場合においては、委託 元である行政機関等と委託先の 双方が <u>保有個人情報を取り扱っ ていることになるため、それぞ れ通知の対象事態に該当する場 合には、原則として委託元と委 託先の双方が通知する義務を負 う。この場合、委託元及び委託 先の連名で通知することができる。漏えい等した<u>保有個人情報</u></u>	保有個人情報の取扱いを委託 している場合においては、委託 元である行政機関等と委託先の 双方が <u>保有個人情報又は個人情 報を取り扱い、又は取得しよう としていることになるため、そ れぞれ通知の対象事態に該当す る場合には、原則として委託元 と委託先の双方が通知する義務 を負う。この場合、委託元及び 委託先の連名で通知することが</u>

	の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。	できる。漏えい等した <u>保有個人情報又は個人情報</u> の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。
4-4-2(3)	「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報の項目</u> 」(同項第2号)	「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>保有個人情報(規則第43条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)</u> の項目」(同項第2号)
4-4-2(3)	(※) 規則第44条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、4-4-1_(7) (速報) を参照のこと。	(※) 規則第44条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、4-4-1_(8) (速報) を参照のこと。
4-4-2(5)②	<u>第78条各号に掲げる情報</u>	<u>法第78条第1項各号に掲げる情報</u>
4-5-2(4)	【 <u>特別な理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例</u> 】	【 <u>特別の理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例</u> 】
4-5-5②	他の行政機関、独立行政法人等、 <u>地方公共団体又は地方独立行政法人</u>	他の行政機関、独立行政法人等、 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人</u>
4-6-2(2)② (iv) 事例1	<u>事業者等が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度</u>	<u>事業者等が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度 (※3)</u>
4-6-2(2)②	(記載なし)	<u>(※3) 事業者等が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当するか否かを判断するに当たっては、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対する</u>

		<u>ガバメントアクセスに関する宣言</u> （2022年）を参照することが考えられる。
4-7-1(4)	<u>保有個人情報の提供を受ける者</u>	<u>個人関連情報の提供を受ける者</u>
4-8-1	事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、 <u>個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u>	事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、 <u>個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> なお、「 <u>その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置</u> 」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、この指針における「 <u>保有個人情報</u> 」には、当該個人情報も含まれる。
4-8-9(1)②	会社法（平成17年法律第86号） <u>第2条第1項第3号</u>	会社法（平成17年法律第86号） <u>第2条第3号</u>
5-1-1(3)	「 <u>個人情報保護委員会規則</u> の定める事項」	「 <u>個人情報保護委員会規則</u> で定める事項」
5-2-1(2)(※2)	配慮を要するものとして <u>地方公共団</u> が条例で定める	配慮を要するものとして <u>地方公共団体</u> が条例で定める
5-2-1(3)②	<u>電子計算機処理に係る個人情報ファイル</u> については、法第74条第1項の規定により委員会への事前通知の対象となるが、	<u>行政機関における電子計算機処理に係る個人情報ファイル</u> については、法第74条第1項の規定により委員会への事前通知の対象となるが、
6-1-2-2 【表1】(1)ア	猟銃・空気銃所持許可証、 <u>宅地建物取引主任者証</u> 、国民健康保	猟銃・空気銃所持許可証、 <u>宅地建物取引士証</u> 、国民健康保険の被保

	険の被保険者証、	険者証、
6-1-3-1-6(1)④ (※4)	交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある <u>がある</u> 場合が考えられる。	交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある <u>がある</u> 場合が考えられる。
6-1-9-2(※)	令和 <u>4</u> 年4月時点で施行している法令名である点に留意。	令和 <u>6</u> 年4月時点で施行している法令名である点に留意。
6-2-5-2(※)	<u>開示決定</u> を行う期限を、法が定める30日(法第83条第1項)より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。	<u>訂正決定</u> を行う期限を、法が定める30日(法第94条第1項)より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。
7-4-5①	提案をする者が個人の場合、氏名、住所又は居所、連絡先(電話番号及び電子メールアドレス(※))が記載されていることを確認する必要がある。	提案をする者が個人の場合、氏名、住所又は居所、連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)が記載されていることを確認する必要がある。
7-4-5⑧	行政機関等匿名加工情報を提供する場合に用いる電子記録媒体としてCD-R又はDVD-Rのいずれ(規則別記様式第12)を希望し、	行政機関等匿名加工情報を提供する場合に用いる電子記録媒体としてCD-R又はDVD-Rのいずれ(規則別記様式第7)を希望し、
7-8(1)①(※)	令和 <u>4</u> 年4月現在、官報公示されている機関はない。	令和 <u>6</u> 年4月現在、官報公示されている機関はない。
7-8(2)	なお、 <u>10,000円を超える契約となる場合には、印紙税法(昭和42年法律第23号)の規定に基づき、2通提出する契約書のうち1通に手数料とは別に契約額(納付する手数料額)に応じた収入印紙を貼付する必要がある、当該貼付は提案をした者が行う。</u>	なお、 <u>印紙税法(昭和42年法律第23号)における課税文書に該当する場合には、同法に基づき、2通提出する契約書のうち1通に手数料とは別に収入印紙を貼付する必要がある。また、当該貼付は提案をした者が行う。</u>

7-9-3	保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関において取り扱う情報（※1）を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。	保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関等において取り扱う情報（※1）を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。
7-9-3(※1)	「現に行政機関において取り扱う情報」とは、	「現に行政機関等において取り扱う情報」とは、
7-11-3	行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、 <u>識別行為の禁止や当該委託を受けた者にも適切な管理のために必要な措置に係る規定が準用される。</u>	行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、 <u>当該委託を受けた者にも識別行為の禁止や適切な管理のために必要な措置に係る規定が準用される。</u>
8-3(3)	地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあっても、情報公開条例と <u>個人情報法</u> は密接な関係を有する	地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあっても、情報公開条例と <u>個人情報保護法</u> は密接な関係を有する
9-5(2)	<u>電子情報処理組織を使用する場合に利用する具体的な届出システムは、令和4年度中に運用を開始する予定であり、今後委員会から必要な案内を行う予定である。</u>	(削除)
標準様式 1-4 記載要領 17	16に <u>行政機関等匿名加工情報の概要</u> を記載した場合には、	16に作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地を記載した場合には、
標準様式 1-5 記載要領 17	16に <u>行政機関等匿名加工情報の概要</u> を記載した場合には、	16に作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地を記載した場合には、
標準様式 2-7 記載要領 3	添付資料としては、開示請求書の写し(複写したもの)、移送前に行った開示請求者とのやり	添付資料としては、開示請求書、事案を移送した旨の書面の写し(複写したもの)、移送前に行

	取りの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。	った開示請求者とのやり取りの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。
標準様式 2-24 (説明)6(3)	「本人の状況等」欄は、 <u>法定代理人による利用停止請求の場合</u> に記載してください。	「本人の状況等」欄は、 <u>代理人による利用停止請求の場合にのみ</u> 記載してください。
標準様式 3-1 3	② <u>心身の故障</u> により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を	② <u>精神の機能の障害</u> により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を
標準様式 3-2 委任者	<u>氏名</u> <u>住所又は居所</u>	<u>住所又は居所</u> <u>氏名</u>
標準様式 3-3 第7条第4項	4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、 <u>秘密情報を再委託先</u> に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を <u>再委託先</u> に課さなければならない。この場合において、乙は、 <u>再委託先</u> に対する監督を行わなければならない。	4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、 <u>秘密情報を委託先</u> に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を <u>委託先</u> に課さなければならない。この場合において、乙は、 <u>委託先</u> に対する監督を行わなければならない。
標準様式 3-5 第7条第4項	4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、 <u>秘密情報を再委託先</u> に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を <u>再委託先</u> に課さなければならない。この場合において、乙は、 <u>再委託先</u> に対する監督を行わなければならない。	4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、 <u>秘密情報を委託先</u> に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を <u>委託先</u> に課さなければならない。この場合において、乙は、 <u>委託先</u> に対する監督を行わなければならない。
資料 5 2(1)	内部体制を <u>元</u> に	内部体制を <u>基</u> に
資料 5 図 1	【主担当課】個人情報ファイル簿の作成単位、作成時期、更新時期等に関する方針を決定した上で、内部に周知（ <u>4頁参照</u> ）	【主担当課】個人情報ファイル簿の作成単位、作成時期、更新時期等に関する方針を決定した上で、内部に周知（ <u>2頁参照</u> ）

資料 5 図 1	※丸数字は 2(2) [4 頁]の番号に 対応	※丸数字は 2(2) [4,5 頁]の番号 に対応
資料 5 3(1)	そのため、 <u>個人情報ファイル 簿</u> の単位は、必ずしもデータベ ースの設計やデータベースを構 成するデータの集合 (テーブル) どおりにする必要はなく、	そのため、 <u>個人情報ファイル</u> の 単位は、必ずしもデータベースの 設計やデータベースを構成する データの集合 (テーブル) どの りする必要はなく、
資料 5 3(1)	データベースの利用様態ごと における <u>個人情報ファイル</u> の作成 単位の例を示していく。	データベースの利用様態ごと における <u>個人情報ファイル簿</u> の作 成単位の例を示していく。